

青森県報

第四千五百四十号

平成三十年
十二月十四日
(金曜日)

目次

告 示

○家畜伝染病の発生……………(畜産課) ……一

公 告

○大規模小売店舗の立地に関する意見の概要……………(商工政策課) ……一

○右 同……………(同) ……二

○換地処分……………(都市計画課) ……二

出先機関

○土地改良区の役員の就任……………(上北地域) ……二
(県民局) ……二

告 示

青森県告示第八百二十一号

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第十三条第一項の規定により家畜伝染病について次のとおり届出があったので、同条第四項の規定により公示する。

平成三十年十二月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

家畜伝染病の種類	家畜の種類	患畜、疑似患畜の別	頭数	発生の場所又は区域	発生日
				青森県知事 三 村 申 吾	

公 告

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第四項の規定により述べた意見の概要について、同条第六項の規定により次のとおり公告する。

平成三十年十二月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ラピア 八戸市江陽二丁目一四の一

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

八戸ショッピングセンター開発株式会社

八戸市江陽二丁目一四

代表取締役 工藤潤

三 意見の概要

県の意見なし

四 意見書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び八戸市庁

2 期間

平成三十年十二月十四日から平成三十一年一月十四日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、八戸市庁にあつては、その執務時間内とする。

ヨ一ネ病 牛 患畜 一 上北郡七戸町 平成三〇・二・三

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により述べた意見の概要について、同条第六項の規定により次のとおり公告する。

平成三十年十二月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ユニバース・かんぶん上北町店

上北郡東北町旭北一丁目六八〇の一外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

1 株式会社菅文

岩手県二戸市堀野字長地七五の四

代表取締役 菅陽悦

2 株式会社ユニバース

八戸市大字長苗代字前田八三の一

代表取締役 三浦紘一

三 意見の概要

県の意見なし

四 意見書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び東北町役場

2 期間

平成三十年十二月十四日から平成三十一年一月十四日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、東北町役場にあつては、その執務時間内とする。

換地処分

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第百三条第三項の規定により、弘前市から弘前広域都市計画事業弘前駅前北地区土地区画整理事業施行地区の換地処分

をした旨の届出があつたので、同条第四項の規定により公告する。

平成三十年十二月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

出 先 機 関

土地改良区の役員就任

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、下砂土路土地改良区から、次のとおり役員就任の届出があつたので、同条第十七項の規定により公告する。

平成三十年十二月十四日

上北地域県民局長 櫻 庭 憲 司

役員 の 区 別	氏 名	住 所	就任の 年月日
理 事	沼田 貞美	上北郡東北町大字大浦字沼端五七の一	平成三〇・二・三
監 事	小笠原 信夫	〃 〃 〃 字中久根下九七	〃

（発行所・発行人） 青森市長 島一丁目一番一号 青 森 県	（印刷所・販売人） 青森市第二問屋町三丁目一番七七号 東奥印刷株式会社	毎週月・水・金曜日発行 定価小口一枚二付十五円四十四銭
-------------------------------------	---	--------------------------------